

危険物 Q & A 集

整理番号	18	区分	概要	C	1
質問	少量危険物とはなんですか。				
回答	<p>京都市では京都市火災予防条例で、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を「少量危険物」としています。</p> <p>貯蔵・取扱を行う場合は、許可を受ける必要はありませんが、その場所を管轄する消防署に事前の届出が必要となり、建物を設置する位置、建物の構造、取扱う設備や貯蔵・取扱方法について規制がかかります。</p> <p>指定数量とは、消防法の規制を受ける危険物の量のことです。</p> <p>指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは消防法で規制し、指定数量未満の危険物は市町村の火災予防条例で規制するようにしています。</p>				
根拠法令等	消防法 第9条の4 京都市火災予防条例 第32条、第33条				